

介護補助金申請時 注意事項

要介護度1から5の認定を受けた会員 または配偶者（事実婚を含む）、子、実父母、義父母が、介護保険の支給限度額を超えて利用した訪問・通所サービスの半額、また障害児通所支援サービスの半額分について補助を行います。

⇒事実婚とは・・・婚姻届けを出さず事実上の夫婦生活を営み、公的資料（住民票もしくは公正証書）にて手続きが行われている結婚形態をさします。

【ご注意ください】

障害児通所支援の対象となるものは、障害福祉サービスの負担上限月額が対象となります。

なお、負担上限金額の改訂が生じた場合、その金額に準じます。

・障害児通所支援とは、各市区町村で定めた支援を示します。

例) ①児童発達支援②医療型児童発達支援③放課後デイサービス④居宅訪問型児童発達支援⑤保育所等訪問支援

【提出期限】

サービス利用日より 1年以内

【新規・変更登録時】

利用対象者の情報を新規登録

【申請時】

利用者ごとに申請

会員である期間を通じた上限金額	A会員	B会員	C会員
	20万円	12万円	4万円

- ①上限金額は、会員である期間内の累計
(年間給付額の累計ではありません)
- ②累計上限は、1会員における上限
(対象者1名ごとの上限ではありません)
- ③会員区分の変更があった場合は、
新たな区分の給付上限額から
それまでの通算給付額を差し引いた金額が上限
- ④行政からの支援がある場合はそれを除いた金額

【給付対象】

- ①障害児通所支援、ホームヘルプサービス
- ②介護保険支給限度額を超えて利用した在宅サービス
 - ・訪問介護（ホームヘルプ）
 - ・訪問入浴
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリ
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・定期巡回、随時対応型訪問介護看護
 - ・通所介護（デイサービス）
 - ・通所リハビリ
 - ・療養通所介護
 - ・認知症対応型通所介護

【給付対象外】

- ①介護給付費（介護保険からサービス事業者を支払う費用）
- ②介護保険一部自己負担金
- ③介護保険適用外のサービス等
 - ※以下は一例
 - ・介護保険支給限度内サービス
 - ・市町村独自のサービス
 - ・食事代
 - ・ショートステイ
 - ・介護機器レンタル
 - ・介護保険一部自己負担金
 - ・入所サービス（介護老人福祉施設、特養）
 - ・介護老人保健施設（老健）
 - ・介護療養型医療施設（療養型病院）
 - ・障害児入所支援サービス
 - ・介護用品
 - ・会員または配偶者が介護休職中の場合
- ④障害児通所支援対象外項目

【添付書類】

（1）新規・変更登録時（初めて申請される方、お子さまについての登録内容に変更のある方）

■介護保険対象者の方

- ①介護保険被保険者証
- ②会員と利用者の続柄を証明する「住民票」または「戸籍謄本」
 - ※ 発行から6ヶ月以内のもの

■障害児通所支援サービス利用の方

- ①下記3つのうちのいずれかひとつ
 - ・療育手帳
 - ・支給決定通知書（※）
 - ・受給者証
- ②会員と利用者の続柄を証明する「住民票」または「戸籍謄本」
 - ※ 発行から6ヶ月以内のもの

■事実婚の場合は、初回申請時に必ず下記のいずれかが必要

住民票※続柄「未婚の夫または妻」と明記され、発行から6カ月以内のものもしくは事実婚に関する公正証書

（2）申請時（毎回）

■介護保険対象者の方

- ①介護保険の支給限度額を超えて利用したサービスの領収書
- ②介護保険の支給限度額を超えて利用したサービスであることが明確にわかる請求明細書等の書類

■障害児通所支援サービス利用の方

- ①障害児通所支援サービスを利用したことがわかる領収書
- ②通所支援サービスの費用が明確にわかる請求明細書等の書類

給付スケジュール

- ・ 出産祝金、私傷病見舞金

1日～15日受付分

当月末日給付

16日～末日受付分

翌月15日給付

- ・ 結婚祝金

前月26日～15日受付分

当月末日給付

16日～25日受付分

翌月15日給付

- ・ 不妊治療支援金、介護休業援助金、障害者扶養リゾート宿泊補助
- ・ 死産流産見舞金、災害見舞金、車両災害見舞金、介護補助金
- ・ 育児補助金、障害見舞金

1日～末日受付分

翌月20日給付

ご注意事項

- 1 事務局受付日が申請期限を超えた場合は受付いたしかねます。余裕をもって申請してください。
- 2 提出書類に不備があった場合は、次回以降の給付となります。
- 3 給付予定日が金融機関休業日の場合は、休業日前日の給付に変更いたします。